

ワークバランスの充実と多様な働き方を推進 積立有給休暇・時間単位年次有給休暇・永年勤続特別休暇制度を導入

株式会社エイチ・アイ・エス（本社：東京都港区 以下、HIS）は、従業員の働きがい向上を目指して、ワークバランスの充実と、多様な働き方の推進を目的に、3つの制度を導入いたします。

1. 積立有給休暇制度

2年で失効する法定の有給休暇を使用しなかった際、失効した休暇を積み立てておき、後日まとめて利用することができる積立有給休暇制度を導入します。使用事由は本人の健康を目的とし制限されるものの、病気やケガなど予期せぬ休暇が必要な際に利用することが可能です。

今回、治療と仕事の両立が困難という背景を受け、会社としても従業員のライフキャリアデザインの支援をすべく、不妊治療による通院も適用を可能としました。

対象者：正社員・契約社員・パート・アルバイト

導入日：2025年5月1日

使用事由：本人の私傷病（病気、ケガ、療養、入院、通院など）、骨髄ドナー、不妊治療

取得単位：全日（1日）

有効期限：3年

年間積立日数上限：10日（総積立日数上限：30日）

2. 時間単位年次有給休暇制度

柔軟に有給休暇を取得できることを目的に、時間単位で有休を取ることができる時間単位年次有給休暇制度を導入します。これまでは1日もしくは半日単位での取得でしたが、今後は1時間単位で取得が可能になります。

対象者：シフト勤務で働く正社員・契約社員

導入日：2025年4月1日

※年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数の上限は5日となります。

3. 永年勤続特別休暇制度

勤続年の節目に併せて、永年にわたり勤務いただいた社員を顕彰し、慰労と心身のリフレッシュを図ることを目的に、年次有給休暇とは別で有休での永年勤続特別休暇を付与します。HISでは、2018年に当制度を導入し、対象者の約86%が利用するなど、多くの従業員が活用していた制度でしたが、コロナ禍により2020年4月から中断、以降は休止となっておりました。情勢が平時に戻ったこともあり、今年から制度を再導入します。

なお、コロナ禍により休止となった期間中、対象の勤続年数を迎え、制度を利用できなかった従業員について、今年の付与の対象とします。

対象者：正社員・契約社員 勤続10年、20年、30年、定年 ※定年の対象は正社員のみ

導入日：2025年4月1日

付与日数：勤続10年/5日、20年/10日、30年/10日、定年/10日

有効期限：2年

報道関係のお問い合わせ先

株式会社エイチ・アイ・エス 広報室 TEL：050-1746-4177（平日10：00～17：00）